

観光バス運行支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により経営に大きな支障が生じている観光バス事業者を支援するため、感染症対策を講じて観光バスを運行した際に掛かり増しとなった運行料金に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「観光バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者のうち、主たる事業として観光客を受け入れる運輸業を営むものをいう。

2 この要綱において「運行料金」とは、法第9条の2第1項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金をいう。

(補助事業者)

第3 補助金の交付の対象は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 岩手県内に本店（個人事業者においては住所）又は法第5条第1項第3号に定める営業所を置く観光バス事業者であること。
- (2) 岩手県で登録されている車両を運行すること。
- (3) 配車場所が岩手県内であること。
- (4) 感染症対策を講じた上で乗車定員を2分の1以下に減員して運行すること。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の減少とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求められることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書（様式第10号）により知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(補助金の額の確定)

第9 知事は、補助事業者から別表第2の規則第13条第1項の規定による書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 10 補助金の支払いは、別表第 2 の規則第 13 条第 1 項の規定による書類の提出を受け、第 9 に規定する補助金の額の確定後、行うものとする。

(提出書類及び提出期日)

第 11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

(書類の整備等)

第 12 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第 13 補助事業者は、規則第 4 条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、前項のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(その他)

第 14 知事は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、観光バス運行支援事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 26 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

別表第 1（第 4 関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
観光バス運行支援事業 (注) 補助金相当額を利用者料金に充当する場合に限る。	感染症対策を講じた上で乗車定員を 2 分の 1 以下に減員して運行したバスの 1 日 1 台当たりの運行料金	補助対象経費の 2 分の 1 ただし、1 日 1 台の運行につき上限額 50,000 円

別表第2 (第11 関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	観光バス運行支援事業費補助金申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 運行計画一覧表 4 運行する予定の車両に関する自動車検査証 5 令和元年度の稼働実績日数を証する書面（運行記録簿、運送申込書/運送引受書・乗車券等） 6 会社定款の写し（申請者が個人事業者の場合にあっては営業許可証の写し） 7 直近の決算書の写し（申請者が個人事業者の場合を除く。） 8 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し 9 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号 第4号	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	観光バス運行支援事業変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書	第6号 第7号 第2号 第3号	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	観光バス運行支援事業費補助金請求書 1 実績報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 運行実績一覧表 5 運送申込書/運送引受書・乗車券 6 ツアーの詳細が分かる書面（募集用パンフレットやウェブ上での予約サイト画面の印刷物等） 7 運行した車両、日付、乗車人数が分かる書面（運行記録簿等） 8 運行料金のうちツアー作成者の負担額が分かる書面（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書、受領証等） 9 その他知事が必要と認める書類	第8号 第9号 第2号 第3号 第5号	正本1部、副本2部 正本1部、副本2部 正本1部、副本2部 正本1部、副本2部 正本1部、副本2部	補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日